

保証書

1. 保証の内容

お買い上げいただいた弊社製品のお車を構成する純正部品に材料または製造上の不具合がおきた場合、この保証書に示す期間と条件に従って、これを無料修理いたします。(以下この無料修理を保証修理といえます)

保証修理は部品の交換あるいは修理により行います。なお取外した部品は弊社の所有となります。

2. 保証期間

保証期間は次の通りです。

区分	項目	保証期間	保証対象部品
一般保証	新車を登録した日から3年間。ただしその期間内でも走行距離が60,000kmまでとします。	お車を構成する全部品。 ただし下記を除く ・消耗部品および油脂類 ・別扱い保証の部品	
	特別保証	新車を登録した日から5年間。ただしその期間内でも走行距離が100,000kmまでとします。	下記の機構を構成する部品のうち、弊社が別に指定するもの。 弊社が指定する部品の詳細は、次項の「特別保証の対象部品」一覧表に記載してあります。 ・エンジン機構 ・ハイブリッド機構 ・動力伝達機構 ・サスペンション、アクスル機構 ・ステアリング機構 ・電子制御機構 ・その他機構

3. 別扱い保証

次に示す部品は、この保証書とは別にそれぞれの部品メーカーが定めた保証基準に従って保証されます。お買い上げいただいたHonda販売店にご相談ください。

- (1) タイヤ、チューブ
- (2) バッテリー（動力用リチウムイオンバッテリーを除く）
- (3) Honda販売店で取り付けた部品（ラジオ、ステレオ、時計など）

4. 保証できない事項

(1) 次に示す事項は保証修理いたしません。

- ①法令および弊社の指定する点検整備（日常点検、定期点検、定期交換など）の未実施または間違ったに起因する不具合
- ②取扱説明書に示す取扱方法と異なる使用および弊社が示す仕様様の限度（最大積載量、乗車定員、その他）を越える使用に起因する不具合
- ③法令に違反する改造および弊社が認めていない改造（駆動モーターチューンアップ、車高の変更、灯火の減、増設など）に起因する不具合

- ④レース、ラリーなどによる酷使あるいは一般に車が走行しない場所での走行に起因する不具合
- ⑤純正部品および指定する油脂類（オイル、ブレーキ液など）以外の使用に起因する不具合
- ⑥時の経過で発生する不具合（塗装面、メッキ面などの自然脱色など）
- ⑦機能に影響のない感覚的事象（音、振動、オイルのにじみなど）
- ⑧地震、台風、水害などの天災、事故、および火災の起因する不具合
- ⑨煤煙、薬品、鳥糞、塩害などに起因する不具合
- ⑩後記6の「お客様にお守りいただく事項」を守らなかったことに起因する不具合

(2) 次に示す費用は負担いたしません。

- ①法令で定められた継続検査にともなう点検整備の費用
- ②点検、清掃および法令で定められた定期点検整備の費用
- ③Honda販売店以外での修理の費用
- ④使用により消耗した部品および油脂類の交換補充の費用
- ⑤自動車を使用できなかった事による不具合及び損失など（電話代、レンタカー代、休業補償、商業損失など）
- ⑥この保証書に示す以外の費用、補償など

5. 動力用リチウムイオンバッテリーについて

動力用リチウムイオンバッテリーにつきましては、上記4の「保証できない事項」に掲げる事柄のほか、以下の事由について保証修理を致しません。

- (1) Honda販売店以外でリチウムイオンバッテリーを分解・修理・改造したことに起因する不具合
- (2) 時間の経過や使用状況による蓄電能力(電池容量)の低下(※)
※時間の経過や使用状況による電池容量の低下はリチウムイオンバッテリー本来の特性であり不具合ではありませんので、これらに関する保証修理は致しません。但し、時間経過や使用状況に起因しない電池容量の低下に関して、Honda販売店にて診断を行い、異常と判断された場合、保証修理いたします。

6. お客様にお守りいただく事項

お車を安全快適にご利用いただくためには、お客様の正しい使用と点検、整備が必要です。次のことを必ず守ってください。守られていない場合は、保証修理をお断りすることがありますので、ご承知ください。

- (1) 取扱説明書に示す取扱方法にしたがって使用すること。
- (2) 法令および弊社の指定する点検整備（日常点検、定期点検、定期交換など）を実施すること
- (3) 法令および弊社の指定する点検、整備の実施を示す「メンテナンスノート（保証書・点検整備記録簿）」あるいは「定期点検整備記録簿」を保持していること

7. 保証の発効

この保証書は、Honda販売店が保証登録書に自動車の登録番号、登録日、販売会社等の必要事項を記入、捺印することにより有効となります。

8. 保証の継承

保証期間が残っているお車をお買い上げの際は、ご購入後ただちにHonda販売店へお車とこのメンテナンスノート（保証書・点検整備記録簿）をお持ちになり、必要な点検（有料となります）と必要事項の記入、捺印をお受けください。これにより残りの保証期間を保証します。

9. 保証修理の受け方

保証修理をお受けになる場合は、お車とこのメンテナンスノート（保証書・点検整備記録簿）をHonda販売店へお持ちください。これにより保証修理をいたします。提示されない場合は、保証修理をいたしかねます。

10. 保証の適用

この保証書は、日本国内で販売し、使用されるお車にのみ適用いたします。したがって海外へ持ち出す場合はその時点で保証が打ち切りになります。

この保証書は、本書に明示した期間と条件のもとに無償修理をお約束するものです。したがって保証期間経過後に発生した不具合の修理は原則として有料です。

ただし、保証期間経過後の不具合が使用損耗あるいは、経年変化によるものではなく、その全部または一部が弊社の責任に起因する場合は、その責任の度合いに応じた適切な費用負担で修理いたします。

東京港区南青山2-1-1

本田技研工業株式会社

電話 03 (3423) 1111